

食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度に対応した 「健康食品事業者向け対応マニュアル」について

一般社団法人健康食品産業協議会
健康食品原材料・製品の製造・品質分科会

【背景】

「食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度（以下 PL 制度）」とは、改正食品衛生法第 18 条第 3 項及び告知 370 号に基づき、食品（食品添加物を除く）に接触する全ての器具・容器包装への使用物質（合成樹脂等）の使用を禁止した上で、使用を認める物質をポジティブリスト化する制度です。

2020 年 6 月 1 日に施行され、経過措置期間が 2025 年 5 月 31 日になり、経過措置期間以降は、PL 未記載の物質は使用できないことになります。

これを受けて、器具・容器包装業界では、①業界での使用物質の PL 記載が完全ではないこと、②PL 適合確認書が整備中で IT 化（データベース化）ができていないことなど PL 制度の問題点が挙げられ、それらの対策として、経過措置期間内での PL 制度対応を円滑にするため、器具・容器包装事業者と業界団体を束ね、政府機関との窓口機能を行う食品接触材料安全センター（以下 安全センター）を（一財）化学研究評価機構（JCII）の中に 2020 年 6 月に設立し、情報集約しております。

PL 制度の要求事項は、PL 記載による器具・容器包装の適合性確認とその内容の情報伝達とされており、具体的には、工場での製造ラインの部品や器具、（製品に直接接触する）運搬器具等や、製品を入れる容器包装等に使用されている物質が PL に記載されていることを確認し、その情報を製品の納入先等へ伝えることになります。健康食品事業者においては、器具・容器包装事業者より適合性に関する書類を入手し、下流事業者へ情報伝達しているのが現状です。

【目的】

PL 制度については厚生労働省から資料の開示がありますが、その資料のみでは健康食品事業者として具体的な対応が読み取りづらい状況であり、また経過措置期間が長いことより、PL 制度の確認対応が進んでいないという声も多く聞かれます。

こうした現状を踏まえ、健康食品産業協議会「健康食品原材料・製品の製造・品質分科会」では、会員の皆様に PL 制度におけるポイントやスケジュールについて理解を深め、健康食品事業者として、自社で使用している器具及び容器包装の PL 適合性確認と情報伝達を、経過措置期間内に円滑に対応いただくことを目的として簡易な対応マニュアルを作成することにいたしました。

本対応マニュアルは、本分科会による器具・容器包装業界団体への取材や安全センターからの情報入手・ご協力のもと本分科会での議論を重ねて作成いたしました。今後、安全センターからの新たな情報や国による PL 制度の見直しなどにより、随時改訂・発行させていただく予定です。

なお、個別の詳細確認や相談については、JCII の下記にお問い合わせいただければ幸いです。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/5/>